

2026年3月吉日

お客さま各位

当座勘定の払戻請求書を用いた当座預金口座からの払戻開始について

平素は、当組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

産業界・金融界では、政府の示す「約束手形・小切手の利用廃止」の方針に沿い、2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化への取組を行っており、昨年10月に「手形・小切手の全面的な電子化の取組について」のご案内を送付させていただきました。その際に記載していました「払戻請求書を用いた当座預金口座からの払戻開始」について改めてお知らせいたしますと共に、新たな当座勘定規定を送付させていただきます。

1. 払戻請求書を用いた当座預金口座からの払戻開始

払戻開始予定日：2026年4月1日（水）～

※当座預金口座より払戻が必要な場合は、当組合所定の払戻請求書に届出印を押印し、記名して払戻可能です。

ご不明な点がございましたら、お取引店舗または営業担当者までお問合せ下さい。

以 上